



# 秋田県公報

目次

ページ

秋田県監査委員公告  
 秋田県納税貯蓄組合連合会  
 秋田県学術連携機構  
 秋田県監査委員公告  
 秋田県納税貯蓄組合連合会  
 秋田県学術連携機構

## 監査委員公告

### 監査結果公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施した  
 で、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成17年3月4日

秋田県監査委員 安 杖 正 義  
 秋田県監査委員 菅 原 龍 典  
 秋田県監査委員 山 田 昭 郎  
 秋田県監査委員 小 玉 和 夫

#### 1 監査の対象及び結果

監査の対象は、平成15年度において県が財政的援助等を与えたものうち、次の  
 団体の出資金、補助金、貸付金及び公の施設の管理委託料に係る出納その他の事務  
 の執行状況で、監査結果は次のとおりである。

##### (1) 財団法人秋田県職員互助会

監査実施年月日	平成17年2月1日
担当監査委員	山田昭郎
監査対象事項	職員互助会補助金 41,524,000円

職員駐車場整備事業貸付金 8,000,000円

監査結果 適正と認められた。

##### (2) 秋田県納税貯蓄組合連合会

監査実施年月日	平成17年2月1日
担当監査委員	山田昭郎
監査対象事項	納税貯蓄組合連合会補助金 8,691,000円
監査結果	適正と認められた。

##### (3) 財団法人秋田県学術連携機構

監査実施年月日	平成17年2月1日
担当監査委員	山田昭郎
監査対象事項	出資金 100,000,000円
監査結果	適正と認められた。

##### (4) 学校法人秋田経済法科大学

監査実施年月日	平成17年2月1日
担当監査委員	山田昭郎
監査対象事項	私立幼稚園整備費補助金 29,158,000円 私立大学・短大・専修・各種学校運営費補 助金 127,763,000円 私立学校運営費補助金（一般補助） 530,515,000円 私立学校運営費補助金（私立高校授業料軽 減） 9,873,000円

減補助)	
結核予防費補助金	97,528円
私立学校運営費補助金(預り保育推進事業費補助)	1,600,000円
私立学校運営費補助金(特殊教育教育費補助)	7,056,000円
ゆめ21プラスクーポン補助金	300,000円
学校花まるっぴらソノ事業費補助金	500,000円
学彩創造プラン支援事業費補助金	216,000円
看護系短期大学運営費補助金	304,900,000円
監査結果	適正と認められた。

(5) 財団法人秋田県私立学校教職員退職金財団

監査実施年月日	平成17年2月1日
担当監査委員	山田昭郎
監査対象事項	私立学校教職員退職積立補助金
監査結果	適正と認められた。
金額	84,931,000円

(6) 秋田県町村土地開発公社

監査実施年月日	平成17年2月1日
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫
監査対象事項	出資金
監査結果	適正と認められた。
金額	50,000,000円

(7) 財団法人秋田県建築住宅センター

監査実施年月日	平成17年2月1日
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫
監査対象事項	出資金 県営住宅管理業務委託料
監査結果	概ね適正と認められたが、一部に改善を要する事項があった。 〔指摘事項〕 「県営住宅使用料及び入居者敷金並びに県営住宅駐車場使用料」について、収納事務の私人委託契約を締結していないので、今後は適正に執行すること。
金額	10,000,000円 231,035,976円

(8) 財団法人秋田県物産振興会

監査実施年月日	平成17年2月1日
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫
監査対象事項	出資金 貸付金(経営健全化資金)
監査結果	適正と認められた。
金額	100,000,000円 110,000,000円

(9) 財団法人秋田県育英会

監査実施年月日	平成17年2月1日
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫
監査対象事項	育英事業補助金 高校生育英事業補助金 すこやか奨学金貸与事業運営費補助金 すこやか奨学金貸与事業貸与費補助金
金額	275,255,716円 14,748,000円 457,160,070円 6,174,000円

監 査 結 果	概ね適正と認められたが、一部に改善を要する事項があった。 〔指摘事項〕 秋田育英奨学金及びすこやか奨学金に係る未収金の回収に一層努めること。
---------	--

(10) 財団法人秋田県警察職員互助会

監査実施年月日	平成17年2月1日
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫
監査対象事項	警察職員互助会補助金 177,734,000円
監 査 結 果	概ね適正と認められたが、一部に改善を要する事項があった。 〔指摘事項〕 スポーツ施設利用助成費について、子供利用があるにも拘わらず、大人料金で支払っている事例があるので、今後は利用実態を十分確認し、適切に処理すること。

(11) 学校法人峰本学園

監査実施年月日	平成17年2月2日
担当監査委員	安校正義、山田昭郎
監査対象事項	私立幼稚園施設設備費補助金 43,737,000円 私立学校運営費補助金（一般補助） 47,159,000円 私立学校運営費補助金（特殊教育教育費補助） 1,568,000円 私立学校運営費補助金（預け保育推進事業費補助） 1,000,000円 私立大学・短大・専修学校・各種学校運営費補助金 2,487,000円

監 査 結 果	適正と認められた。
---------	-----------

(12) 学校法人和洋学園

監査実施年月日	平成17年2月2日
担当監査委員	安校正義、山田昭郎
監査対象事項	私立学校運営費補助金（一般補助） 353,453,000円 私立学校運営費補助金（授業料軽減補助） 11,481,900円 私立学校運営費補助金（生徒指導の充実費補助） 424,000円 私立学校運営費補助金（特色教育振興電子事業費補助） 380,000円 学彩創造プラン支援事業費補助金 302,400円 学校花まるっプラン補助金 500,000円 ゆめ21プラススクールプラン補助金 150,000円
監 査 結 果	適正と認められた。

(13) 財団法人秋田県教育関係職員互助会

監査実施年月日	平成17年2月2日
担当監査委員	安校正義、山田昭郎
監査対象事項	秋田県教育関係職員互助会補助金 92,751,000円
監 査 結 果	適正と認められた。

(14) 秋田県高等学校体育連盟

監査実施年月日	平成17年2月2日
担当監査委員	安校正義、山田昭郎

監査対象事項	秋田県高等学校体育連盟補助金	20,580,000円
監査結果	適正と認められた。	

(15) 秋田陸上競技協会

監査実施年月日	平成17年2月2日	
担当監査委員	安枝正義、山田昭郎	
監査対象事項	選手強化対策費補助金 第62回国民体育大会開催準備費補助金 全国障害者スポーツ大会競技役員等養成事業費補助金	15,090,000円 307,926円 56,840円
監査結果	適正と認められた。	

(16) 秋田県力又一協会

監査実施年月日	平成17年2月2日	
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫	
監査対象事項	選手強化対策費補助金 第62回国民体育大会開催準備費補助金	14,581,000円 121,220円
監査結果	適正と認められた。	

(17) 秋田県体育指導委員連絡協議会

監査実施年月日	平成17年2月2日	
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫	
監査対象事項	秋田県体育指導委員連絡協議会事業費補助金	250,000円

監査結果	スボレクフェスタあきた事業費補助金 スポーツ・レクリエーション祭派遣費補助金	5,293,977円 5,419,929円
監査結果	適正と認められた。	

(18) 秋田県馬術連盟

監査実施年月日	平成17年2月2日	
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫	
監査対象事項	選手強化対策費補助金 第62回国民体育大会開催準備費補助金 国体ユニフォーム購入費等補助金	7,400,000円 411,060円 150,000円
監査結果	適正と認められた。	

(19) 秋田県クレー射撃協会

監査実施年月日	平成17年2月2日	
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫	
監査対象事項	選手強化対策費補助金 第62回国民体育大会開催準備費補助金	6,800,000円 323,860円
監査結果	適正と認められた。	

(20) 秋田県レスリング協会

監査実施年月日	平成17年2月2日	
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫	
監査対象事項	選手強化対策費補助金	10,000,000円

監 査 結 果	第62回国民体育大会開催準備費補助金 341,020円 適正と認められた。
---------	---

(21) 秋田県セーリング連盟

監査実施年月日	平成17年2月3日
担当監査委員	安枝正義、山田昭郎
監査対象事項	選手強化対策費補助金 第62回国民体育大会開催準備費補助金 国体ユニフォーム購入費等補助金 6,500,000円 718,638円 100,000円
監 査 結 果	適正と認められた。

(22) 財団法人秋田県体育協会

監査実施年月日	平成17年2月3日
担当監査委員	安枝正義、山田昭郎
監査対象事項	国体ユニフォーム購入費等補助金 秋田県体育協会スポーツ普及・奨励事業費 補助金 2,296,500円 4,300,000円
監 査 結 果	適正と認められた。

(23) 秋田県山岳連盟

監査実施年月日	平成17年2月3日
担当監査委員	安枝正義、山田昭郎
監査対象事項	選手強化対策費補助金 6,248,945円

監 査 結 果	第62回国民体育大会開催準備費補助金 227,240円 適正と認められた。
---------	---

(24) 秋田県住宅供給公社

監査実施年月日	平成17年2月3日
担当監査委員	安枝正義、山田昭郎
監査対象事項	出資金 貸付金(住宅市街地整備事業) 貸付金(分譲資産価格安定事業) 貸付金(賃貸住宅建設事業) 貸付金(南ヶ丘ニュータウン販売促進事業) 宅地造成事業損失補償 秋田県住宅供給公社職員共済費負担金 10,300,000円 1,281,000,000円 723,000,000円 36,371,837円 37,000,000円 4,367,200,000円 1,179,534円
監 査 結 果	概ね適正と認められたが、一部に改善を要する事項があった。 〔指摘事項〕 一般賃貸住宅管理事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

(25) 秋田県ソフトテニス連盟

監査実施年月日	平成17年2月3日
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫
監査対象事項	選手強化対策費補助金 第62回国民体育大会開催準備費補助金 5,890,000円 438,720円
監 査 結 果	適正と認められた。

(26) 秋田県自転車競技連盟

監査実施年月日	平成17年2月3日
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫
監査対象事項	選手強化対策費補助金 第62回国民体育大会開催準備費補助金
監査結果	適正と認められた。
	6,190,000円 298,040円

(27) 財団法人秋田県学校給食会

監査実施年月日	平成17年2月3日
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫
監査対象事項	貸付金(学校給食用物資購入運転資金) 県産食材供給拡大事業費補助金
監査結果	適正と認められた。
	20,000,000円 1,775,000円

(28) 財団法人あきた産業振興機構

監査実施年月日	平成17年2月3日
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫
監査対象事項	出捐金 出捐金(高度技術産業振興基金) 出捐金(技術振興基金) 出捐金(債務保証基金) 出捐金(地域産業活性化基金) 出捐金(2000年事業補填準備金) 貸付金(小規模企業者等設備導入資金(設
	30,000,000円 171,375,000円 497,250,000円 6,000,000円 520,000,000円 770,732円 172,565,000円

(29) 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

備貸与事業)		
貸付金(小規模企業者等設備導入資金(設備資金貸付事業))	150,000,000円	
貸付金(県単機械類貸与資金)	727,480,000円	
秋田ビジネスサポートセンター運営費補助金	21,767,000円	
地域新産業創出総合支援事業費補助金	35,039,414円	
新事業創出振興推進事業費補助金	10,954,000円	
あきた21企業育成プロジェクト事業費補助金	19,595,987円	
地域結集型共同研究事業費補助金	11,475,342円	
小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	4,158,000円	
小規模企業者等設備導入資金補助金	3,377,000円	
中小企業支援機関活動費補助金	167,083,563円	
戦略的情報化推進事業費補助金	9,509,036円	
(IT研修等開催支援事業補助金)		
戦略的情報化推進事業費補助金	4,937,958円	
(ITセミナー等開催支援事業補助金)		
中心市街地商業活性化推進事業費補助金	2,697,653円	
中心市街地商業活性化推進事業費補助金	6,492,930円	
創造的中小企業創出支援事業運営費補助金	300,000円	
共同受注推進事業費補助金	1,085,000円	
設備貸与事業損失補償	34,513,000円	
設備導入資金貸付事業損失補償	15,000,000円	
監査結果	概ね適正と認められたが、一部に改善を要する事項があった。 【指摘事項】 1 機械設備貸与事業に係る未収金の回収に一層努めること。 2 扶養手当について、扶養認定できない者に支給している事例があるので、所要の措置を講じること。	

(29) 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

監査実施年月日	平成17年2月4日
担当監査委員	安杖正義、山田昭郎
監査対象事項	<p>出資金 出資金(基金) 産休等代替職員費補助金 中央地区老人福祉総合エリア管理運営委託料</p> <p>10,000,000円 20,000,000円 894,000円 183,449,688円</p> <p>北部老人福祉総合エリア管理運営委託料 高清水園管理運営委託料 身体障害者更正訓練センター管理運営委託料 点字図書館管理運営委託料 心身障害者コロニー管理運営委託料 水林運動療養管理運営委託料 南部老人福祉総合エリア管理運営委託料 阿桜園管理運営委託料 身体障害者福祉センター管理運営委託料</p> <p>133,047,434円 422,727,492円 245,011,399円 34,636,203円 1,706,163,860円 37,289,678円 459,771,143円 422,292,604円 4,232,472円</p>
監査結果	<p>概ね適正と認められたが、一部に改善を要する事項があった。 〔指摘事項〕</p> <p>1 物品の購入において、合理的理由もなく分割発注により同一業者と単独随意契約している事例があるので、一括発注による競争性を導入すること。 2 資金前送した講師謝礼について、領収書を徴しておらず、また、精算行為を行っていないので、今後は適正に処理すること。</p>
監査実施年月日	平成17年2月4日

(30) 田沢湖高原リゾート株式会社

担当監査委員	安杖正義、山田昭郎
監査対象事項	出資金 179,250,000円
監査結果	<p>概ね適正と認められたが、一部に改善を要する事項があった。 〔指摘事項〕 事務執行に係る職務権限規程及び財務会計規程がないので整備し、今後、適切に処理すること。</p>

(31) 財団法人秋田県総合公社

監査実施年月日	平成17年2月4日
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫
監査対象事項	<p>出資金 出資金(基金) 環境保全センター管理運営委託料 県民会館管理運営委託料 生涯学習センター分館管理運営委託料 県立美術館管理運営委託料 北欧の社公園管理運営委託料 県立中央公園管理運営委託料 県立小泉潟公園管理運営委託料 県立スポーツ会館管理運営委託料 県立体育館、県立スケート場、県立向浜運動広場、県立総合射撃場管理運営委託料 県立総合ゾール管理運営委託料 県立野球場管理運営委託料 新屋運動広場管理運営委託料 県立武道館管理運営委託料 県立田沢湖スポーツセンター、秋田県田沢湖スキー場管理運営委託料</p> <p>35,000,000円 30,000,000円 275,997,513円 116,515,075円 30,860,643円 31,896,548円 120,065,253円 253,742,049円 76,158,945円 64,400,509円 189,959,413円 260,416,066円 56,475,751円 14,438,280円 2,886,506円 97,441,002円</p>

監査結果 適正と認められた。

(32) 秋田県土地開発公社

監査実施年月日	平成17年2月4日
担当監査委員	菅原龍典、小玉和夫
監査対象事項	出資金 貸付金（秋田県土地開発基金） 土地開発公社負担金（共済掛金負担金） 公有地取得事業債務保証
監査結果	100,000,000円 582,804,223円 2,389,339円 773,794,281円 適正と認められた。

2 要望事項

(1) 秋田県住宅供給公社について

分譲が進まない団地については、県及び公社で協議し、早急にその対応策を検討するよう要望する。

(2) スポーツ競技団体について

ア 選手強化対策補助事業の評価面について、試合での順位とともに、選手の能力向上を客観的に測定・評価する手法を探るなど、選手強化に一層努められるよう要望する。

イ 補助金については、各団体の収支予算に計上し執行するなど、透明性の確保に努められるよう要望する。

監査結果公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成17年3月4日

秋田県監査委員 安杖正義  
秋田県監査委員 菅原龍典  
秋田県監査委員 山田昭郎  
秋田県監査委員 小玉和夫

1 監査の対象及び結果

監査の対象は、県が出資する秋田空港ターミナルビル株式会社の出資金、貸付金に係る平成15年度の出納その他の事務の執行状況である。

会社の監査は、従来隔年に実施しており、平成14年度について実施済であったが、昨16年半ばからの会社の交際費支出に関する報道に端を発して、業務全般にわたリ、社会的関心を引くこととなり、各方面から会社にかかる諸問題の解明を求め声が上がった。

このような状況に鑑み、監査委員としては、あらためて平成15年度の会社の事務執行状況等について監査を実施することとした。

監査に当たっては、従来県の出資金等が適正に使用され目的を達成しているか、会社の経営成績及び財務状態は良好であるかなどを観点にしていたが、今回は、事務の執行実態の把握に努め、その適否の確認のための調査を行った。

監査結果は次のとおりであり、時間的、人的その他の制約のため、必ずしも十分に解明できなかった点もあるが、今後、会社において適切な対応をとられることを期待したい。

秋田空港ターミナルビル株式会社

監査実施年月日	平成17年2月8日～9日
担当監査委員	安杖正義、菅原龍典、山田昭郎、小玉和夫
監査対象事項	出資金 貸付金（国際線ターミナルビル建設資金）1,071,300,000円
監査結果	事務処理等において、次のとおり改善を要する事項があった。 【指摘事項】 1 決裁関係 工事契約、業務委託契約、物品購入契約において、職務 決裁権限規程に基づく社長決裁、取締役会決裁が行われて いないものが多数あるので、規程に基づき適正に執行する こと。 社長未決裁契約事例 旅客ビル車寄せ部天井補修工事 1,050,000円 ビル前歩道部滑走事故防止工事 2,700,000円 寸三処理業務委託 5,754,000円

<p>2 費用関係</p> <p>(1) 交際費</p> <p>多くの交際費が事前の申請がないまま使用されているほか、支払整理調書に支出目的、懇談相手等が記載されていないものや、会社の交際費として支出が妥当であるか確認しないまま支出されているものが多数ある。</p> <p>また、私的と思われる懇談経費やゴルフ経費、社員同士の懇談経費などの不適切な支出があったほか、クレジットカードが不適切に使われているので、支出の実態を精査し、業務と無関係な経費については、返還を求めるとともに執行基準を整備するなどの措置を講ずること。</p> <p>(2) 旅費交通費</p> <p>ア 日帰り出張において、日当の半額を支給すべきところを1日分の日当を支給しているもの、片道50km以内の出張には勤労手当を支給しないとしているにもかかわらず支給されているものがあるので、所要の措置を講ずること。</p> <p>イ 旅行命令書を作成せずに精算書のみで旅費を支給しているほか、決裁権者である部長の押印がないものや復命書が作成されていないものが多数見られるので、規程に従い適正に事務を執行すること。</p> <p>3 契約関係</p> <p>事前発注と思われるもの、意図的と思われる変更契約による追加発注、数社からの見積のうち一番高い価格の業者との契約、指名競争入札をせず見積合わせとした契約、職務決裁権限規程を無視した契約など不適切な契約事務が見られる。</p> <p>また、固定資産の取得等において、計画段階で常務会等の社内協議を経ないで、担当レベルで契約事務が進められ</p>	<p>ゴルフクラブ(レンタル用)購入 5,400,000円 ほか</p> <p>取締役会未決裁契約事例</p> <p>クライアントインジケータの更新 70,000,000円</p> <p>ポータインゲブリッジ更新工事 106,500,000円</p>	<p>ているものが見られる。</p> <p>今後、契約事務の執行に当たっては、諸規程に基づき適正に執行すること。</p> <p>不適切な契約事例</p> <p>(1) 工事契約関係</p> <p>ア 「クライアントインジケータ(国内線運行案内表示板)の更新」について</p> <p>(ア) 事業実施に当たり、見積書の提出依頼を行っているが、事業費や機能の検討が十分されておらず、社長の裁可を仰がず部長決裁で行われている。</p> <p>(イ) モノクロ、3色カラーに比較し価格も高く、国内での導入例もないフルカラー機種が選定されているが、広告媒体として使用するために、インジケータ自体をフルカラーにすることに、経済的合理性を認めがたい。</p> <p>(ウ) 2回目の支払いにおいて、契約者でない韓国のメーカーに対し信用状付輸入為替手形を組み、31,000千円支払いしており、その手続きの経緯が不明瞭となっている。</p> <p>イ 「ポータインゲブリッジ(国内線旅客搭乗橋)更新工事」について</p> <p>明確な理由もなく指名競争入札としないで、見積合わせにより契約している。</p> <p>また、取締役会決裁事項であるのに拘わらず、社長決裁で処理している。</p> <p>ウ 「国内線旅客ターミナルビル改修工事」について</p> <p>当初に一括工事で競争入札するか、別途に見積合わせで契約すべき「女子トイレ増設工事」を、合理的理由もなく変更契約で追加発注している。</p> <p>エ 「国内線旅客ターミナルビル改修工事後設計監理監督業務」について</p> <p>契約締結同いの決裁が、2ヶ月を経過した後の工事監理期間中に行われ、事後決裁となっている。</p> <p>(2) 委託契約関係</p> <p>経理業務、免税店業務、インフォメーションカウンタ</p>	<p>ているものが見られる。</p> <p>今後、契約事務の執行に当たっては、諸規程に基づき適正に執行すること。</p> <p>不適切な契約事例</p> <p>(1) 工事契約関係</p> <p>ア 「クライアントインジケータ(国内線運行案内表示板)の更新」について</p> <p>(ア) 事業実施に当たり、見積書の提出依頼を行っているが、事業費や機能の検討が十分されておらず、社長の裁可を仰がず部長決裁で行われている。</p> <p>(イ) モノクロ、3色カラーに比較し価格も高く、国内での導入例もないフルカラー機種が選定されているが、広告媒体として使用するために、インジケータ自体をフルカラーにすることに、経済的合理性を認めがたい。</p> <p>(ウ) 2回目の支払いにおいて、契約者でない韓国のメーカーに対し信用状付輸入為替手形を組み、31,000千円支払いしており、その手続きの経緯が不明瞭となっている。</p> <p>イ 「ポータインゲブリッジ(国内線旅客搭乗橋)更新工事」について</p> <p>明確な理由もなく指名競争入札としないで、見積合わせにより契約している。</p> <p>また、取締役会決裁事項であるのに拘わらず、社長決裁で処理している。</p> <p>ウ 「国内線旅客ターミナルビル改修工事」について</p> <p>当初に一括工事で競争入札するか、別途に見積合わせで契約すべき「女子トイレ増設工事」を、合理的理由もなく変更契約で追加発注している。</p> <p>エ 「国内線旅客ターミナルビル改修工事後設計監理監督業務」について</p> <p>契約締結同いの決裁が、2ヶ月を経過した後の工事監理期間中に行われ、事後決裁となっている。</p> <p>(2) 委託契約関係</p> <p>経理業務、免税店業務、インフォメーションカウンタ</p>
--	---	---	---

